

令和3年度 第1回 三重地方最低賃金審議会

日 時 令和3年6月10日(木) 午前11時00分～
場 所 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 三重地方最低賃金審議会会長会長代理の選出について
- (2) 三重地方最低賃金審議会運営規程について
- (3) 令和3年度における特定(産業別)最低賃金の金額改正に関する意向表明について
- (4) 意向表明のなされた6業種にかかる適用労働者数等の通知について
- (5) 令和3年度における三重地方最低賃金審議会審議日程等について
- (6) その他

3 閉 会

【資料目次】

	資料
(1) 第52期 三重地方最低賃金審議会委員名簿	No.1
(2) 三重地方最低賃金審議会運営規程(現)	No.2
(3) 三重地方最低賃金審議会運営規程(案)	No.3
(4) 令和3年度における特定(産業別)最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等 について	No.4
(5) 2021年度「特定(産業別)最低賃金の金額改正」に関する意向表明について	No.5
(6) 令和3年度 申出産業の事業場数及び従業者数	No.6
(7) 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	No.7
(8) 三重県内の最低賃金	No.8
(9) 「業務改善助成金」のご案内	No.9
(10) 「三重働き方改革推進支援センター」リーフレット	No.10

第52期 三重地方最低賃金審議会委員名簿

(五十音順)

三重労働局

区分	氏名	現職	備考
公益代表	中村 玲子	社会保険労務士	
	藤本 真理	三重大学 人文学部 教授	
	真伏 利典	三重県信用保証協会 専務理事	
	三好 正人	三重テレビ放送部 株式会社 社長	
	やす安 井 ひろ 伸	公認会計士	
労働者代表	あさの 野 けい 啓介	電機連合三重地方協議会 会長	
	いとう 藤 久 志	産別労働組合連絡会 東海連合会 会長	
	おおた 田 美 子	日本労働組合総連合会 副総務局長	
	たか 高 津 健 一	自動車総連三重地方協議会 議長、全国本田労働組合連合会 三重地方協議会 議長、全国本田労働組合連合会 中央執行委員、本田技研労働組合 特別中央執行委員	
	まえ 前 田 良 彦	U-Aゼンセ 三重県支店 部長	
使用者代表	おお 大 西 宏 弥	三重県商工会連合会 専務理事	
	くり 栗 須 百 合 香	三代重工業 取締役 株式会社 社長	
	なか 中 村 和 仁	三重県経営者次 会長	
	べつ 別 所 浩 己	三重県中小企業団体中央会 参与	
	みや 宮 路 もと 美	イムラ 株式会社 取締役	
			任期：令和5年3月31日まで

(現)

三重地方最低賃金審議会運営規程

(目 的)

第1条 三重地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、議決書又は答申書を局長に提出するものとする。

(規程の改案)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年6月5日から施行する。

(案)

三重地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 三重地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2

名が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

- 4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、議決書又は答申書を局長に提出するものとする。

(規程の改案)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月10日から施行する。

令和3年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について

令和3年2月16日
三重地方最低賃金審議会

特定（産業別）最低賃金の決定等については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会答申、同年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」等に基づき行ってきたところであり、令和3年度においてもこれらを踏まえて行うこととするが、さらに円滑な審議を図るため、令和3年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等については、次によるものとする。

1 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明について

- (1) 令和3年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、予め、その意向を当審議会又は三重労働局長（以下「局長」という。）に対し表明するものとする。

なお、局長に対し、意向の表明があったものについては、局長は当審議会に報告するものとする。

- (2) 当該意向表明は、当審議会又は局長へ、原則として書面により令和3年3月22日（月）までに行うものとする。
- (3) 意向表明は次に掲げる事項について行うものとする。

イ 申出者

ロ 申し出の内容〔当該特定（産業別）最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者（又は使用者）の範囲〕

ハ 申し出の理由

2 特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出について

令和3年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、令和3年7月9日（金）までに局長宛て行うものとする。

なお、決定等申出者は、申し出について当該申し出の意向表明後、速やかに関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

3 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について

前項の申し出について、当審議会は、次の点に留意の上検討を行うものとする。

- (1) 関係労使の意見聴取については、次により行うものとする。

イ 関係労使の意向、当該産業の実態等が十分反映されるよう努めるものとする。

ロ その方法等について十分検討を行い、効率的な実施を図るよう努めるものとする。

- (2) 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について局長から諮問された場合には、当審議会は、全会一致の議決が得られるよう努めるものとする。

2021年 2月26日

三重労働局

局長 西田 和史 様

日本労働組合連合会 三重県連合会

秀海

2021年度「特定（産業別）最低賃金の金額改正」に関する意向表明について

2021年度「特定（産業別）最低賃金の金額」を下記理由により改正の意向を表明します。

- ・申し出の理由
- ① 生活の維持・向上・防衛
 - ② 賃金格差の是正・公正処遇
 - ③ 人材確保
 - ④ 公正競争の確保

記

No.	申出産業	申出者
1	ガラス・同製品製造業	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 三重県地方連絡会 議長 伊藤 文隆
2	電線・ケーブル製造業	全日本電線関連産業労働組合連合会 三重地方協議会 議長 村木 靖彦
3	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	JAM東海三重県連絡会 会長 伊藤 久志
4	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会三重地方協議会 議長 小田 正亮
5	建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	自動車総連三重地方協議会 議長 高津 健一
6	一般機械器具製造業	JAM東海三重県連絡会 会長 伊藤 久志



以上

令和3年度 申出産業の事業場数及び従業者数

NO	申出産業	事業場数	従業者数
1	E 2 1 1 ガラス・同製品製造業	3 4	1, 6 2 2
2	E 2 3 4 電線・ケーブル製造業	1 1	3, 2 1 7
3	E 2 4 2 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	7 4	2, 2 4 1
4	三重県一般機械器具製造業 ☆E252ポンプ・圧縮機器製造業、E253一般産業用機械・装置製造業、E259その他のはん用機械・同部分品製造業、E261農業用機械製造業(農業用器具を除く)、E262建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、E263繊維機械製造業、E264生活関連産業用機械製造業、E265基礎素材産業用機械製造業、E267半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、E271事務用機械器具製造業、E272サービス用・娯楽用機械器具製造業	3 6 2	1 4, 3 4 6
5	E 2 9 電気機械器具、E 3 0 情報通信機械器具、 E 2 8 電子部品・デバイス製造業 ☆E 2 9 4 電球・電気照明器具製造業、E 2 9 6 電子応用装置製造業、E 2 9 7 電気計測器製造業、E 2 9 9 9 他に分類されない電気機械器具製造業及びE 3 0 3 電子計算機・同附属装置製造業を除く	3 5 4	2 8, 4 5 8
6	E 2 6 2 建設機械・鉱山機械製造業、E 3 1 1 自動車・同附属品製造業、E 3 1 3 船舶製造・修理業、船用機関製造業、E 3 1 5 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、E 3 1 9 その他の輸送用機械器具製造業、 ☆E 3 1 9 1 自転車・同部分品製造業、E 2 6 2 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業以外を除く。	4 3 4	3 4, 3 2 3

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

三重県内の最低賃金

三重労働局
労働基準監督署

三重県最低賃金

時間額 **874円** (令和2年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金 (適用業種欄(E000)は日本標準産業分類項目コード)

最低賃金件名 (効力発生日)	適用業種	当産業の最低賃金が適用されない者 (三重県最低賃金が適用される者)
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金 (令和2年12月21日発効) 時間額 901円	(1) ガラス・同製品製造業(E211) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に従事する者
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金 (令和2年12月21日発効) 時間額 921円	(1) 電線・ケーブル製造業(E234) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務 ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (令和2年12月21日発効) 時間額 906円	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28) (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(E29) (3) 情報通信機械器具製造業(ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、電子計算機・同附属品装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(E30) (4) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 卓上において手工具又は小型動力機を用いて行う組線、巻線、端末処理、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、バリ取り、マーク打ち、打抜き又は刻印の業務 ハ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の供給若しくは取りそろえ、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング、みがき、脱脂、塗油又は運搬の業務 ニ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ホ 賄い又は雑役の業務
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金 (令和2年12月21日発効) 時間額 942円	(1) 建設機械・鉱山機械製造業(E262)のうち建設用ショベルトラック製造業 (2) 自動車・同附属品製造業(E311) (3) 船舶製造・修理業、船用機関製造業(E313) (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業(E315) (5) その他の輸送用機械器具製造業(E319)(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 賄いの業務 ハ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ニ 手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け、選別、検数又は材料若しくは部品の送給、取りそろえの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。) ホ 手作業による簡単なさび落とし、塗装若しくはメッキにおけるマスクング又はさび止めの処理の業務

※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの ④ 軽易な業務に従事する者 ⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円、平成27年12月20日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額874円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室(電話059-226-2108)又は最寄の労働基準監督署へお願いします。
三重労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>)、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)、もご参照ください。

「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引き上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金 検索



概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる 労働者数	助成 上限額	助成対象事業場	助成率			
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を 満たす事業場 ①事業場内最低賃金と 三重県最低賃金の差額が 30円以内 (事業場内最低賃金が 874円～904円 の事業場) ※2 ②事業場規模100人以下	◎事業場内最低賃金 874円～899円 4/5 (※2)			
		2～3人	30万円			生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)		
		4～6人	50万円					
		7人以上	70万円					
30円コース	30円以上	1人	30万円		以下の2つの要件を 満たす事業場 ①事業場内最低賃金と 三重県最低賃金の差額が 30円以内 (事業場内最低賃金が 874円～904円 の事業場) ※2 ②事業場規模100人以下	◎事業場内最低賃金 900円～904円 3/4		
		2～3人	50万円				生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)	
		4～6人	70万円					
		7人以上	100万円					
60円コース	60円以上	1人	60万円			以下の2つの要件を 満たす事業場 ①事業場内最低賃金と 三重県最低賃金の差額が 30円以内 (事業場内最低賃金が 874円～904円 の事業場) ※2 ②事業場規模100人以下	◎事業場内最低賃金 900円～904円 3/4	
		2～3人	90万円					生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		4～6人	150万円					
		7人以上	230万円					
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を 満たす事業場 ①事業場内最低賃金と 三重県最低賃金の差額が 30円以内 (事業場内最低賃金が 874円～904円 の事業場) ※2 ②事業場規模100人以下			◎事業場内最低賃金 900円～904円 3/4	
		2～3人	150万円					生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1)
		4～6人	270万円					
		7人以上	450万円					

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 令和2年10月1日からの三重県最低賃金を基にした対象事業場です。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果を
報告

審査

支給

お問い合わせ先

- ◆ 「**三重働き方改革推進支援センター**」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 働き方改革推進支援センターは、中小企業・小規模事業者等のための無料相談窓口です。

☎ **フリーダイヤル 0120-111-417**
固定電話 059-271-5668

FAX 059-993-0801

E-mail mie@task-work.com

ホームページ <https://task-work.com/mie/>

〒514-0004 三重県津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階 **株式会社タスクールPlus**
【2021年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(厚生労働省 三重労働局委託事業)】

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、**三重労働局 雇用環境・均等室**です。

☎ **059-226-2318** 〒514-8524 三重県津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎 2階

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～・業務改善助成金の活用事例～

業務改善

事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



従業員

さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善

事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を回りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



代表者

さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

三重働き方改革推進支援センター

相談無料!!!

就業規則など、社内規定を整えたい
新型コロナウイルス感染症対策はどうすればいい?
人手不足を解消するには?

活用できる助成金って?



「同一労働同一賃金」って?
労働時間や有給休暇の管理について知りたい

生産性を高め、賃金を引き上げるには?

テレワークを導入したい

実績ある
コンサルタントや
現役経営者が
働き方改革について
全力でサポート!!!

頼れる各分野の エキスパート!!

中小企業・小規模事業者等のための 無料相談窓口

「三重働き方改革推進支援センター」にお気軽にご相談ください。

電話

0120-111-417

固定電話: 059-271-5888

ファックス

059-993-0801

facebook

こちらのQRからどうぞ。



E-mail

mie@task-work.com

ホームページ

https://task-work.com/mie/



専門家による無料相談 申込書

三重働き方改革推進支援センター 宛

E-Mailの方は、mie@task-work.com へ下記内容をお送りください。



059-993-0801

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名		代表者名	
業種		従業員数 (正社員)	
住所	〒 -		
担当部署・役職	/	氏名	
電話番号	() -	FAX番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談希望日時	第1希望	月 日 /	時から
	第2希望	月 日 /	時から
	第3希望	月 日 /	時から
相談方法 (どちらかに○)	センターへ来所 / 会社・事業所へ訪問 / オンライン相談(zoom・Google Meet)		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> テレワークの導入 <input type="checkbox"/> 下請等中小事業者へのしわよせ <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に関する支援策 <input type="checkbox"/> 労務管理(有給休暇取得・時間外労働の削減) <input type="checkbox"/> 働き方改革概要 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 就業規則・社内規定の整備 <input type="checkbox"/> 助成金・補助金 <input type="checkbox"/> 外国人・高齢者活躍 <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 人材確保、定着 <input type="checkbox"/> 職場風土改善(コミュニケーション) <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金(パート・有期) <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金(派遣労働者) <input type="checkbox"/> 均等・均衡待遇(職務分析・職務評価) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げ		
	※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会() <input type="checkbox"/> 中小企業団体中央会 <input type="checkbox"/> よろず支援拠点 <input type="checkbox"/> 厚生労働省ホームページ <input type="checkbox"/> 三重労働局ホームページ <input type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input type="checkbox"/> センターホームページ <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> 知人・取引先企業 <input type="checkbox"/> その他()		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

三重働き方改革推進支援センター(実施機関) / 株式会社タスクールPlus)

☎0120-111-417



059-993-0801



mie@task-work.com